

## 鳥取県高校生冬山登山計画審査会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県高校生冬山登山計画審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 実施主体から提出された冬山登山計画の審査に関する事項

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから鳥取県教育委員会が任命する。

- (1) 鳥取県山岳協会代表者
- (2) 冬山登山実施場所（山系）の地形等に詳しい者
- (3) 鳥取県警察等 山岳遭難救助技能指導員

### (任期)

第4条 委員の任期は、任命のあった日から該当年度の3月31日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 審査会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 審査会は、委員長（委員長が定まる前にあつては鳥取県教育委員会教育長）が招集し、委員長が議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 審査会の庶務は、教育委員会事務局体育保健課において行う。

附 則 この要綱は、平成30年12月4日から施行する。

令和元年11月15日から施行する。

令和4年10月18日から施行する。